

「ほのぼの」シリーズ
障害者総合支援法対応システム
システム担当者 様

 **NDソフトウェア株式会社**
ソリューション開発部 部長 梅津 仁

お詫び

就労移行支援体制加算2～7を請求時、当該加算サービスの 単位数が不正に作成されてしまいます。

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、ほのぼのmore2024年4月改正対応版におきまして、以下の不具合が発生することが判明いたしました。この度の不具合により、大変ご迷惑をお掛けしますこととお詫び申し上げます。不具合の内容および今後の対応につきまして下記のとおりご案内申し上げます。大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、ご対応の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも品質において一層の向上に努めて参ります。

敬具

記

【対象の事業種別・発生条件】

以下の条件がすべて該当するお客様が対象となります。

- 生活介護事業所様
- 事業者設定マスタにおいて、「定員・人員（事業所毎）」の設定が「21人以上30人以下」～「71人以上80人以下」で設定している。
- 就労移行支援体制加算2～7のいずれかの加算を算定している。

【不具合の内容】

就労移行支援体制加算2～7のいずれかを請求している場合、サービス画面上は正しく算定されますが、集計収集をして請求データを作成すると介護給付費明細書の単位数とサービス単位数が「0」で作成されてしまいます。結果、保険請求額に当該加算分が計上されずに請求されてしまいます。

また、利用料請求においても負担限度額の状況に応じて利用者負担金額が変わる場合があります。

【対処方法】

不具合の内容に該当する場合は以下をご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

<介護給付費の再請求>

4月または5月請求データについて自治体へご連絡のうえ過誤請求を行っていただきますようお願いいたします。過誤請求するデータは、ほのぼのmore2024年6月改正対応版を適用してから作成ください。過誤請求で再請求する請求データの作成手順につきましては、サポートページのQAをご参照ください。
※検索用QAタイトル：返戻（または過誤）の再請求をしたい（検索用管理番号：more00001）

<利用者様向けのご対応>

ほのぼのmore2024年6月改正版を適用後、4月または5月請求データの再集計を行うことにより、利用者様向けに発行した利用料請求書の利用者負担額が変更になる場合があります。その場合は以下のご対応をお願いいたします。

- ・利用料請求書の再発行、または前回請求との差額分を次回利用料請求書に含める。
- ・上限管理の対象者で利用者負担額の変更が発生している場合、関連事業者へ影響する場合がございます。ご確認ください関連事業者へご連絡のほどよろしくお願い申し上げます。

※検索用QAタイトル：利用者負担額の差額を翌月の利用料請求書に記載したい。

（検索用管理番号：more01577）

【対応時期】

本障害については、ほのぼのmore2024年6月改正対応版にて改修予定です。

（NDSダウンロード/onlineプラットフォーム公開は6/25（火）、媒体発送は6/25（火）より行われる予定です）

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上